

○厚生労働省
環境省
経済産業省
告示第四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十五年十二月二十日

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 茂木 敏充

環境大臣 石原 伸晃

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定 官報整理番号
に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称

142	チオシアン酸銅（Ⅰ）	(1)－129
143	炭化ケイ素	(1)－174
144	二塩化ニッケル（Ⅱ）	(1)－242
145	三酸化クロム（Ⅵ）	(1)－284
146	ビス（スルファミン酸）ニッケル（Ⅱ）	(1)－393

147	二塩化酸化ジルコニウム	(1) - 639
		(1) - 648
148	硫酸ニッケル (Ⅱ)	(1) - 813
149	3-クロロプロペン (別名塩化アリル)	(2) - 123
150	2-イソブトキシエタノール	(2) - 407
		(2) - 2424
		(7) - 97
151	アリル=ヘプタノアート	(2) - 759
152	2, 2', 2' '-ニトリロ三酢酸のナトリウム塩	(2) - 1277
153	<i>N</i> -[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアルアミド	(2) - 2509
		(2) - 2521
154	クロロベンゼン	(3) - 31
155	<i>p</i> -トルイジン	(3) - 186
156	クレゾール	(3) - 499
		(4) - 57

- 157 4 - (1 , 1 , 3 , 3 - テトラメチルブチル) フェノール (3) - 503
- 158 *N*-メチルカルバミン酸 2 - *sec*-ブチルフェニル (別名フェノ (3) - 2211
ブカルブ又は B P M C)
- 159 ナトリウム = 3 , 5 - ジクロロ - 2 , 4 , 6 - トリオキソー 1 , 3 (5) - 1043
, 5 - トリアジナン - 1 - イド (別名ジクロロイソシアヌル酸ナト
リウム)
- 160 2 - *tert*-ブチルアミノ - 4 - シクロプロピルアミノ - 6 - メ (5) - 6110
チルチオ - 1 , 3 , 5 - トリアジン
- 161 アクリル酸重合物のナトリウム塩 (6) - 901
- 162 コールタール (9) - 1741
- 163 コールタールピッチ (9) - 1744